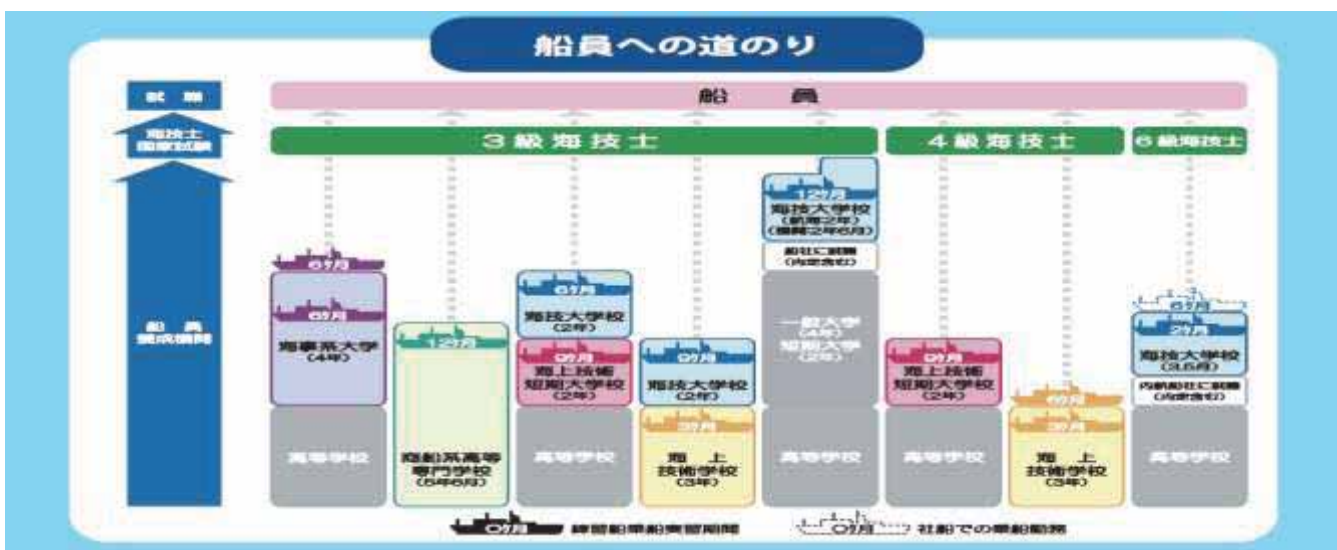


船員労働統計調査は、船員の報酬・雇用等の実態を明らかにする目的で実施しており、船員の報酬・雇用等に影響のある事項として、乗船する船舶の規模、教育・訓練の結果としての資格、船員としての経験年数等を把握して公表している。

船員には、「船舶職員」と、職員を補助する「部員」が存在するが、船員の世界では、その労働環境の特殊性から船員としての経験年数が重要視される。

また、「船舶職員」となるためには、乗船履歴を積んだうえで国家試験に合格し、海技士の免許（以下「海技免許」という。）を受ける必要がある。海技免許についてはその区分により、乗船できる船舶の大きさや扱うことができる船舶の推進機関の出力、航行区域及び職務に制限がある。

新規に海技免許を受けようとする者の最終学歴は、一般的な大学、高等学校ではなく、太宗が、国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設（海洋大学、商船高専、海技教育機構等）である（下図参照）。これは、当該船舶職員養成施設の課程を修了した者については、海技試験の一部が免除されるためである。



また、現に受けている海技免許よりも上位の海技免許を取得することも当然可能であり、その際に必要となる受験資格や乗船履歴等が、各海技免許ごとに定められている。なお、上記の最終学歴は上位の海技免許取得に際し、何ら効力を及ぼすものではなく、まして一般の中学校、高等学校、大学等の学歴の如何により左右されるものではない。

さらに、船社が船員を雇用する場合においても、海技免許の資格及び経験年数をもとに雇用されることが一般的である。

船員の賃金決定のメカニズムは、船員労働の特殊性から、陸上労働者とは異なり、船員の乗り組む船種（船の用途）、総トン数、職位及び経験年数により決定され、特にこの中でも、職位（海技免許の級）及び経験年数が重要視される。

したがって、陸上労働者における賃金決定のメカニズムにおいて重要視される「学歴」は、船員の賃金決定に際しては考慮されていないことから、陸上労働者と比較出来る体系となっていない。

以上を踏まえ、一般的に学歴と賃金の間に、ある程度の関連性が認められる陸上労働者との「学歴」を基準とした比較は困難であり、また、学歴を調査した場合、報告者負担が大幅に増えることになることから、船員労働統計調査に「学歴」を追加することは見送ることとしたい。